

入札に関する説明事項

- ① 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。また、所定の日時に所定の場所まで到着しない場合は、入札に参加することができない。
- ② 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行前に入札執行者へ提出しなければならない。
- ③ 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- ④ 開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度入札を行う。この場合において再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。(予定価格が事前公表案件以外について)

※入札書及び封筒はあらかじめ3回分用意すること。

- ⑤ 再度入札を辞退する場合は、辞退の旨を記入した再入札書(再々入札書)を、応札時に入札執行者に提出するものとする。
- ⑥ 再度入札を執行し、なお予定価格の範囲内の価格の入札がない場合で、予定価格と最低入札金額との差が小差で随意契約できると認めるときは、最低入札者から見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約をすることができる。
- ⑦ 落札者は、鹿角市財務規則第118条第1項の規定により、5日以内に契約を締結するものとする。
- ⑧ 本契約(500万円を超える建設工事を除く)に係る契約保証金は、鹿角市財務規則第122条第1項第3号の規定により免除する。
- ⑨ 入札書は、発注番号・発注名・入札金額等を記入した上で、3つ折のA4用紙が入る封筒に入れ、封・割り印をして提出するものとし、提出先は 鹿角市長 とする。

※設計図書や仕様書等に対する質問は、「設計図書に対する質問書」を用いて指定の期日までに行うこと(FAX送信可(0186-30-1015))。質問書の提出先は契約検査室とする。(質問書は、契約検査室窓口及び市ホームページから入手できます。)

※入札会に参加しない場合は、事前に辞退届を提出すること(様式は市ホームページ掲載)。